

平成 2 3 年度事務事業評価調書

平成 2 3 年度作成

平成 2 2 年度 実施事業	事務事業名 防犯灯設置費補助事業
-------------------	-------------------------

区分	番号	名 称						
章	2	自然とともに暮らすまち						
節	3	安全に安心して暮らせるまちづくり						
施策	5	犯罪のない安全なまちづくり						
小分類	1	防犯対策の推進						
主要な施策	2	地域ぐるみの防犯活動の推進						
事務事業番号	004	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td style="background-color: #f4b084;">事務事業コード</td> <td>23512004</td> <td style="background-color: #f4b084;">事業開始年度</td> <td>昭和 4 3 年度</td> <td style="background-color: #f4b084;">事業終了年度</td> <td>平成 - 年度</td> </tr> </table>	事務事業コード	23512004	事業開始年度	昭和 4 3 年度	事業終了年度	平成 - 年度
事務事業コード	23512004	事業開始年度	昭和 4 3 年度	事業終了年度	平成 - 年度			

会計種別	一般会計	予算書上の事務事業名	防犯灯設置事業補助金
------	------	------------	------------

部 名	市民生活部	グループ名	市民サービス G
-----	-------	-------	----------

統合前または名称変更前の事業名	
-----------------	--

事務事業の目的と成果

目的	<p style="background-color: #ffff00; margin: 0;">（事務事業の実施目的を具体的に記載してください）</p> 各町内会が設置して維持管理を行っている、防犯灯の新設・補修工事費の一部を補助する。
手段 （事業の内容・活動）	<p style="background-color: #ffff00; margin: 0;">（目的を達成するためにどのような手法で行うのか、事業の概要を具体的に記載してください）</p> 各町内会が新設・補修する防犯灯の費用について、3分の2以内（上限額3万円）を助成金として支給する。 助成対象町内会等 4 5 町内会等（町内会 4 4、地区連合町内会 1） 助成金の総額 4, 7 1 1, 3 0 0 円（1 7 0 件） （内訳） ・新設 3, 4 8 8, 1 0 0 円（5 1 件） ・補修 3, 2 2 3, 2 0 0 円（1 1 9 件）
成果	<p style="background-color: #ffff00; margin: 0;">（事務事業の実施成果を具体的に記載してください）</p> 防犯灯の設置により、夜間の視界を広げ、地域住民の精神的な安心感と犯罪防止の抑止力を図ることを目指す。
根拠法令等	<p style="background-color: #ffff00; margin: 0;">（事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載してください）</p> 登別市町内会等の補助金等の交付に関する規則

指標の推移

区 分		単位	区分	22年度 実績	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標
成果 指標	防犯灯設置数（当該年度内の新設及び補修の数）	基	目標値	196	188	188	188	188
			実績値	170				
			目標値					
			実績値					

事業費の推移

区 分			単位	22年度 決算	23年度 当初予算	24年度 見込	25年度 見込	26年度 見込	24～26 年度
事業の 財源内訳	国庫支出金	名称	千円						0
	道支出金	名称	千円						0
	地方債	名称	千円						0
	その他	名称	千円						0
	一般財源	名称	千円	4,712	5,250	4,830	4,830	4,830	14,490
合 計				4,712	5,250	4,830	4,830	4,830	14,490
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費			職 員	千円	199	204			
			嘱 託 員	千円	0	0			
			臨時職員	千円	0	0			
			合 計		199	204			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後も市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？ 市内の犯罪数は、減少傾向ですが、全国的に見ても低年齢化や犯罪の質の変化が顕著な中、本事業は地域の安全を守るための犯罪防止策の基本中の基本の施策と考えます。
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？ 防犯灯は、犯罪の抑止力として大きな役割を果たしていると考えますが、実際に設置数の多さに反比例して犯罪数が減るわけではありません。本事業は、地域住民の精神的な安心感が最大の効果であり、この点において常に成果があがっていると考えます。
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのようにして向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？ 上段「2」に共通しますが、本事業によって常に犯罪数の減少に直結するかは別として、常に地域住民の安心感が得られるという点において評価する。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？ 予算額の削減は、防犯灯数の現状維持を下回る可能性が大きいため困難である。ただし、事務にかかる所要時間については、申請等に類似書類があり省力化を図れる余地がある。

担当グループによる評価

維持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	安全で安心な地域社会の構築のために本事業は、引き続き必要と考えます。また、申請等において重複する内容の提出書類があるので、町内会及び市担当Gの事務の軽減を図るために規則等の見直しを図る。
-----------	----------------------	---

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

維持	備考
-----------	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力に推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）